

(別添3-2)変更箇所

※以前の変更箇所は『(別添3)変更箇所_標準化前』を参照

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年5月31日	I 基本情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の内容	公衆衛生の見地から、市内に居住する者に対し、期日又は期間を指定して予防接種法及び新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく予防接種の実施その他必要な措置を講ずることにより、市民の健康の保持に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図る。 特定個人情報ファイルは、予防接種法、新型コロナウイルス等対策特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、次の事務に利用する。 【法的根拠】 番号法第9条第1項 ①各種予防接種の案内 定期の予防接種対象者を抽出するために必要な住民基本台帳情報を入力し、予防接種の種類、実施医療機関及び期日又は期間を案内する。 ②予防接種履歴の管理 各医療機関で実施した予防接種の記録を取得し、データ化したファイルを母子保健システムに登録し、管理する。 ③予防接種による健康被害救済給付 予防接種による健康被害が発生した場合の健康被害者からの認定申請(医療費医療手当、障害児養育年金及び障害年金、死亡一時金及び遺族年金・遺族一時金、葬祭料)において被接種者の接種歴及び住基情報、公金受取口座情報を確認する。	公衆衛生の見地から、市内に居住する者に対し、期日又は期間を指定して予防接種法及び新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく予防接種の実施その他必要な措置を講ずることにより、市民の健康の保持に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図る。 特定個人情報ファイルは、予防接種法、新型コロナウイルス等対策特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、以下の事務に利用する。 1. 対象者管理 ①予診票発行 ②接種勧奨 2. 接種情報管理 ①接種結果入力 ②未接種勧奨 ③接種証明書発行 ④健康被害救済制度 3. 統計・報告 ①報告資料作成	事前	重要な変更(システム刷新・標準化に伴うシステムの機能の変更)
令和8年5月31日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ②システムの機能	母子保健システムにおける特定個人ファイルを取り扱う事務機能は、以下の機能から構成されている。 1. 接種結果の登録 接種結果の登録及び保管 2. 未接種者リストの抽出及び作成 3. 集計及び統計機能 予防接種の種類別等の集計、国等への統計報告リストの抽出及び作成	健康管理システム(予防接種)における特定個人ファイルを取り扱う事務機能は、以下の機能から構成されている。 1. 予診票の発行 2. 接種対象者リストの抽出及び作成 3. 接種結果の管理 接種結果の登録及び保管 4. 未接種者リストの抽出及び作成 5. 接種証明書発行 6. 健康被害救済制度申請・決定情報管理 申請・決定情報の登録及び保管 7. 集計及び統計機能 予防接種の種類別等の集計、国等への統計報告リストの抽出及び作成	事前	重要な変更(システム刷新・標準化に伴うシステムの機能の変更)
令和8年5月31日	I 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ①事務実施上の必要性	予防接種の対象者及び接種履歴を正確に把握し、適正な管理を行うため。	・予防接種の対象者及び接種履歴を正確に把握し、適正な管理を行うため ・転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するため ・転出者について、転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するため ・適切な接種勧奨を行うため ・副反応や健康被害救済制度への対応を迅速に行うため ・公費負担や自己負担額の適正処理を行うため ・パンデミック等の緊急時に迅速な接種対象者抽出を行うため	事後	より詳細な記載方法の見直しであり、重要な変更には当たらない。
令和8年5月31日	I 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ②実現が期待されるメリット	現行の予防接種の対象者であることの確認及び受けた予防接種の履歴を管理する台帳管理に加え、番号制度と結びつけることにより、転入転出等における効率的な事務が可能となる。	・対象者情報の適切な管理により、安心して接種できる環境の提供 ・接種間隔・回数適正管理により、接種事故防止に寄与 ・転入・転出時の情報連携がスムーズになり、住民サービスの質が向上 ・勧奨通知の誤送付防止により、住民の混乱を回避 ・副反応対応や救済制度申請が迅速化し、接種後のサポート体制を強化 ・公費負担や請求処理の正確性向上により、誤請求防止と公平な制度運用 ・緊急時の接種対象者抽出が迅速化し、感染拡大防止に寄与	事後	より詳細な記載方法の見直しであり、重要な変更には当たらない。
令和8年5月31日	(別添1)事務の内容	(項目全体のため略)	(項目全体のため略)	事前	重要な変更(システム刷新・標準化に伴う事務の内容の変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年5月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目	[]連絡先(電話番号) []地方税関係情報 []障害者福祉関係情報 []生活保護・社会福祉関係情報 [○]その他(公金受け取り口座情報)	[○]連絡先(電話番号) [○]地方税関係情報 [○]障害者福祉関係情報 [○]生活保護・社会福祉関係情報 []その他(公金受け取り口座情報)	事前	重要な変更(システム刷新・標準化に伴う記録項目の変更)
令和8年5月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲	予防接種法に基づく市の予防接種事業の対象となる者	予防接種法等に基づく市の予防接種事業の対象となる者	事後	より適切な記載方法の見直しであり、重要な変更には当たらない。
令和8年5月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 その他妥当性	①個人番号、その他識別情報:対象者を正確に特定するために保有 ②4情報、連絡先、その他住民票関係情報:正確な本人特定のため、接種票等に記入された情報と突合するために保有、また、予防接種の勧奨に使用するため保有 ③健康・医療関係情報:予防接種履歴管理および勧奨を適正に行うために保有 ④公金受取口座情報:予防接種における給付のため、対象者の公金受取口座情報を手作業用ファイルとして保有する。(ただし、本人による利用希望の意思表示のあるものに限る。)	・個人番号、その他識別情報:個人を正確に特定し、適正な情報連携を確保するため。 ・5情報、連絡先、その他住民票関係情報:正確な本人特定のため接種票等に記入された情報と突合するために保有、また予防接種の勧奨に使用するため保有 ・地方税関係情報、生活保護・社会福祉関係情報:公費負担や自己負担額の確認のため ・障害者福祉関係情報:接種対象者の要件確認のため	事前	重要な変更(システム刷新・標準化に伴う記録項目の妥当性の変更)
令和8年5月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	[○]評価実施機関内の他部署(・市民局総務部戸籍住民課) [○]行政機関・独立行政法人等(内閣総理大臣) [○]その他(地方公共団体情報システム機構)	[○]評価実施機関内の他部署(市民局総務部戸籍住民課、財政局税務部税制課、福祉局生活福祉部保護課、福祉局障がい在宅福祉課) []行政機関・独立行政法人等()	事前	重要な変更(システム刷新・標準化に伴う入手元の変更)
令和8年5月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	(1)住民基本台帳情報 ・入手先:住民基本台帳システム ・入手方法:住民基本台帳システムからのデータ連携(庁内連携により入手) ・入手時期・頻度:①個人番号の付番・通知日(平成27年10月5日)以後に準備行為として一括入手 ②番号利用開始日(平成28年1月1日)以後は日次の頻度 (2)予防接種健康被害救済請求申請の都度、紙で入手。 (3)他市町村からの転入者に対し、他市町村へ照会する都度、情報提供ネットワークシステムを介して入手。 (4)住民基本台帳登録外の対象者について、本人確認情報の調査が必要となった都度、住民基本台帳ネットワークシステムを介して入手。 (5)公金受取口座情報については、申請の都度、本人による利用希望の意思表示がある場合に情報提供ネットワークを介して入手。	<本人又は本人の代理人> ・予防接種法等に規定されている各種申請を受ける都度入手 <庁内連携システム> ・住基情報: ①ガバメントクラウド環境構築(令和8年6月1日)以後に準備行為として一括入手 ②システム稼働(令和9年1月4日)以後は住民基本台帳システムの更新情報を日次更新により入手 ・税情報: ①ガバメントクラウド環境構築(令和8年6月1日)以後に準備行為として一括入手 ②システム稼働(令和9年1月4日)以後は税務システムの更新情報を日次/年次更新により入手 ・生活保護情報: ①ガバメントクラウド環境構築(令和8年6月1日)以後に準備行為として一括入手 ②システム稼働(令和9年1月4日)以後は生活保護システムの更新情報を日次更新により入手 ・身体障害者手帳情報: ①ガバメントクラウド環境構築(令和8年6月1日)以後に準備行為として一括入手 ②システム稼働(令和9年1月4日)以後は障害福祉システムの更新情報を日次更新により入手 <情報提供ネットワークシステム> ・他市町村からの転入者に関する情報が必要となった都度入手	事前	重要な変更(システム刷新・標準化に伴う入手元の変更)に付随し、変更するもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年5月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手にかかる妥当性	住民基本台帳システムから入手する住民基本情報については、本人等からの申請を受けた都度入手する必要がある、法令等に基づく予防接種対象者であることの確認。予防接種健康被害救済請求は本人等からの申請によるものである。 住民基本台帳登録外の対象者本人確認情報の調査に必要な範囲内で、住民基本台帳ネットワークシステムにより情報収集を適宜行う必要がある。	・本人及び本人の代理人から予防接種法等の規定による各種申請を受け、正確に記録し予防接種事業に係る事務を適切に行う必要がある。 ・予防接種対象者要件および自己負担金免除要件の確認に必要な範囲内で、評価実施機関内の他部署から庁内連携システム等により情報の収集を適宜行う必要がある。	事前	重要な変更(システム刷新・標準化に伴う入手元の変更)に付随し、変更するもの
令和8年5月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	住民基本台帳システムから住民基本情報を入力する場合、番号法及び予防接種法施行規則により明示されている。 本人及び代理人から入手する情報は、書面にて利用目的を明示する。 住民基本台帳ネットワークシステムによる入手の場合、番号法により、地方公共団体情報システム機構に対し機構保存本人確認情報の提供を求めることができる旨明示されている。	・本人及び本人の代理人から入手する情報は、使用目的を本人に明示し、同意を得た上で入手する。 ・庁内連携システム等による入手については、番号法第9条第2項に基づく条例において明示されている。 ・情報提供ネットワークシステムによる入手については、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第25、27、28、29、153の項において明示されている。	事後	より詳細な記載方法の見直しであり、重要な変更には当たらない。
令和8年5月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑥使用目的	予防接種の実施にあたり、本人の資格確認(住所、年齢等)をし、接種記録の保管・管理を行い、未接種者に対する接種勧奨を実施する。 また予防接種健康被害救済給付認定については、本人の資格(住所、年齢等)及び給付対象となる接種歴、給付先となる公金受取口座情報(本人による利用希望の意思表示があるものに限る)を確認する。	接種対象者管理、接種情報管理(予防接種対象者要件および自己負担金免除要件確認を含む)等	事前	重要な変更(システム刷新・標準化に伴う使用目的の変更)
令和8年5月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	①対象者の資格(住所、年齢)確認 医療機関からの接種記録について、住民基本台帳システムをもとに対象者であることを確認する。 住民基本台帳登録外の対象者について、住民基本台帳ネットワークシステムを用いて、個人番号を取得する。 ②接種記録の保管・管理 母子保健システムに医療機関からの情報を登録し、保管・管理を行う。 ③健康被害救済給付認定申請時の資格確認(住基情報及び接種歴) ④予防接種における給付先の確認(公金受取口座情報)	1. 対象者管理に係る事務 a. 接種対象者の資格(住所、年齢等)を確認し、必要に応じて予診票発行を行う。 b. 住民基本台帳に登録されていない接種対象者については、本人から書面で提出された個人番号の記載内容を確認するとともに、提出書類の真正性および本人確認書類を確認した上で、システムへ登録する。 c. 接種対象者に対し、郵送等にて予防接種の種類、実施医療機関及び期日又は期間を案内する。 2. 接種情報管理に係る事務 a. 医療機関から報告された接種記録について、身体障害者手帳情報により対象者要件を確認し、把握・管理を行う。 b. 医療機関から報告された接種記録について、税情報より課税状況を把握、生活保護受給情報より受給状況を確認し負担区分について把握・管理を行う。 c. 医療機関から報告された接種記録について、接種結果を登録し、接種記録の把握・管理を行う。 d. 未接種者に対し、郵送等にて予防接種の種類、実施医療機関及び期日又は期間を案内する。 e. 対象者の接種履歴等について、接種者からの申請があった場合には証明書を発行する。 f. 健康被害救済制度に係る申請情報の確認を行い、申請内容および決定情報を登録・管理する。	事前	重要な変更(システム刷新・標準化に伴う使用方法の変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年5月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 情報の突合 ※	・本人等からの申請及び医療機関からの住所・氏名等の情報について、住民基本台帳システムと突合し、対象者の資格を確認すること及び接種記録を保管・管理する。	<1-a、1-c、2-d> 住民関係情報と予防接種情報を突合して、予診票の発行や各種勧奨通知を送付する。 <2-a> データ化された接種記録について、住民関係情報と突合のうえ登録・管理を行う。 <2-b> 2-aの予防接種情報について、住民関係情報(世帯状況)及び税関係情報(課税状況)、生活保護情報(受給状況)と予防接種情報を突合して、負担区分について確認する。 <2-c> 2-aの予防接種情報について、障害者福祉関係情報(身体障害者手帳情報)と予防接種情報を突合して、対象者要件について確認する。 <2-e> 住民関係情報と予防接種情報を突合して、証明書を発行する。 <2-f> 住民関係情報と予防接種情報を突合して、申請内容および決定情報の登録・管理を行う。	事前	重要な変更(システム刷新・標準化に伴う使用方法の変更)
令和8年5月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 権利利益に影響を与え得る決定 ※	—	予防接種健康被害発生時の救済措置の認定(国) 予防接種健康被害発生時の給付の決定(市)	事前	重要な変更(システム刷新・標準化に伴う使用方法の変更)
令和8年5月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1	母子保健システム運用保守業務	健康管理システム構築・運用・保守業務委託	事前	重要な変更(システム刷新・標準化に伴う委託事項変更)
令和8年5月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ①委託内容	システムの運用管理、障害対応など	システムの構築・運用管理、障害対応など	事前	重要な変更(システム刷新・標準化に伴う委託内容変更)
令和8年5月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	福岡市に住民登録しているシステムの対象となる者	予防接種法又は特措法に基づく予防接種の対象者	事前	重要な変更(対象となる範囲の変更)
令和8年5月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[]専用線	[○]専用線	事前	重要な変更(システム刷新・標準化に伴う提供方法)
令和8年5月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ⑥委託先名	富士通Japan株式会社 西日本公共ビジネス統括部(福岡)	日本コンピューター株式会社	事前	重要な変更(システム刷新・標準化に伴う委託先名の変更)
令和8年5月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託 ⑧再委託の許諾方法	一部再委託承認申請において、その範囲、要件について明記させ、再委託の理由に妥当性があり、再委託の範囲が業務の全部又は主たる部分に当たらないこと及び守秘義務や個人情報保護に係る措置について審査のうえ、承諾している。	委託先から、再委託内容・期間・再委託先等を記載した申請書を提出させ、再委託先に個人情報及び情報資産の保護の義務を負わせることを条件にシステム刷新課にて承認(稼働後は情報システム課にて承認)を行う。	事前	重要な変更(システム刷新・標準化に伴う委託先名の変更)
令和8年5月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託 ⑨再委託事項	運用保守業務について、レベルアップ又は修正プログラムの提供、現地運用保守業務のサポート及びQ&A、定期点検等の一部業務を委託	設計、開発、検証、現地適用、ユーザーサポート及びQA対応等の一部	事前	重要な変更(システム刷新・標準化に伴う再委託事項の変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年5月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転提供・移転の有無	予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	予防接種法又は新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第27、28条で定めるもの	事後	より詳細な記載方法の見直しであり、重要な変更には当たらない。
令和8年5月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転提供先1 ②提供先における用途	[○]提供を行っている (3)件	[○]提供を行っている (2)件	事後	適切な記載方法の見直しであり、重要な変更には当たらない。
令和8年5月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転提供先1 ③提供する情報	予防接種履歴	定期予防接種、臨時接種又は特定接種に関する記録に関する情報	事後	より詳細な記載方法の見直しであり、重要な変更には当たらない。
令和8年5月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転提供先1 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	<定期予防接種事務> 定期予防接種の接種履歴がある他市町村への転出者 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 「2. 基本情報 ③対象者となる本人の範囲」と同じ	定期予防接種、臨時接種又は特定接種の接種履歴がある他市町村への転出者	事後	適切な記載方法の見直しであり、重要な変更には当たらない。
令和8年5月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転提供先1 ⑦時期・頻度	他市町村へ転出し、他市町村から照会を受ける都度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度	事後	適切な記載方法の見直しであり、重要な変更には当たらない。
令和8年5月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転提供先2	福岡県知事	厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長	事後	より詳細な記載方法の見直しであり、重要な変更には当たらない。
令和8年5月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転提供先2 ①法令上の根拠	番号法 別表 14、予防接種法第15条	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表153、154の項	事後	適切な記載方法の見直しであり、重要な変更には当たらない。
令和8年5月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転提供先2 ②提供先における用途	健康被害救済給付認定申請書類の受付及び厚生労働省への進達	予防接種法又は新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第155、156条で定めるもの	事後	より詳細な記載方法の見直しであり、重要な変更には当たらない。
令和8年5月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転提供先2 ③提供する情報	健康被害救済給付認定申請書類	定期予防接種、臨時接種又は特定接種に関する記録に関する情報	事後	記載内容についての修正であり、重要な変更には当たらない。
令和8年5月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先2 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	健康被害救済給付認定申請者	定期予防接種、臨時接種又は特定接種の接種履歴がある他市町村への転出者	事後	記載内容についての修正であり、重要な変更には当たらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年5月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先2 ⑦時期・頻度	市民より健康被害救済給付認定申請を受け付け、福岡県知事へ進達の都度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度	事後	記載内容についての修正であり、重要な変更には当たらない。
令和8年5月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転)提供先3	(項目全体削除のため略)	(項目全体削除のため略)	事後	記載内容についての修正であり、重要な変更には当たらない。
令和8年5月31日	II ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 1 保管場所	<母子保健システムにおける措置> ①母子保健システムのサーバ等は、データセンターに設置しており、設置場所への入室はセキュリティゲートや生体認証装置、監視カメラなどによる厳重なセキュリティ管理を行っている。 ②特定個人情報は、当該サーバのデータベース内に保存されている。 ③サーバへのアクセスは、ユーザアカウントおよびパスワードによる認証が必要である。	<健康管理システムにおける措置> ①健康管理システムのサーバ等は、ガバメントクラウドのクラウド事業者が保管・管理する環境に設置している。 また、リモート接続が可能な委託先事業者のセキュリティルームは、外部開口部を有しない構造となっており、入室に際しては生体二段階認証(静脈認証・カード認証)、監視カメラによる常時記録、電子機器の持ち込み禁止等の措置を講じているなど、厳重なセキュリティ管理を行っている。 ②特定個人情報は、当該サーバのデータベース内に保存されている。 ③サーバへのアクセスは、ユーザアカウントおよびパスワードによる認証が必要である。	事前	重要な変更(システム刷新・標準化に伴う保管場所の変更)
令和8年5月31日	II ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ① 保管場所	<住民基本台帳ネットワークシステムにおける措置> ①住民基本台帳ネットワークシステム端末でデータ保管はできない。 ②住民基本台帳ネットワークシステムの利用は、福岡市の住民基本台帳登録外の者に係る本人確認情報を入手する目的に限定している。	(※システム接続なしのため削除)	事後	記載内容についての修正であり、重要な変更には当たらない。
令和8年5月31日	II ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ① 保管場所	(※新規追加)	<ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	重要な変更(システム刷新・標準化に伴う特定個人情報の保管場所の変更)
令和8年5月31日	II ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ② 保管期間	定期予防接種は、ワクチンに応じ、接種回数及び接種間隔が定まっており、かつ接種対象年齢が幅広いため、市民からの接種履歴確認の問い合わせに対応する必要があるため。	定期予防接種は、ワクチンに応じ、接種回数及び接種間隔が定まっており、かつ接種対象年齢が幅広いため、市民からの接種記録確認の問い合わせに対応する必要があるため。	事後	記載内容についての修正であり、重要な変更には当たらない。
令和8年5月31日	II ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③ 消去方法	<母子保健システムにおける措置> ①定期予防接種は、ワクチンに応じ、接種回数及び接種間隔が定まっており、かつ接種対象年齢が幅広いため、市民からの接種履歴確認の問い合わせに対応する必要があることから、接種履歴は消去しない。	<健康管理システムにおける措置> ①定期予防接種は、ワクチンに応じ、接種回数及び接種間隔が定まっており、かつ接種対象年齢が幅広いため、市民からの接種記録の問い合わせに対応する必要があることから、接種記録情報は消去しない。	事前	重要な変更(システム刷新・標準化に伴う特定個人情報の消去方法の変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年5月31日	II ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③ 消去方法	(※新規追加)	<p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <p>① 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。</p> <p>② クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしがたがって確実にデータを消去する。</p> <p>③ 既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。</p>	事前	事後で足りるものの任意で事前提出
令和8年5月31日	(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目	(※項目全体変更のため略)	(※項目全体変更のため略)	事前	重要な変更(システム刷新・標準化に伴う特定個人情報ファイル記録項目の変更)
令和8年5月31日	III リスク対策(プロセス) 2. 特定個人情報の入手 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<p>① 母子保健システムは住基情報のみを取り込んでおり、実施医療機関から提出された接種票及び予診票をシステムへ取込む際に、それらに記載された健管番号、氏名、住所、生年月日等と住基情報のみとのマッチングを行い、適切な情報のみをシステムへ取込む。</p> <p>② 予防接種健康被害救済給付申請において、申請内容や本人確認書類(身分証明書等)の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。</p> <p>③ 他市町村等から情報を入手する際は、対象者以外の情報を入手しないよう、事務マニュアル等を整備し、処理を統一化する。</p> <p>④ 住民基本台帳ネットワークシステムから情報を入手する際は、氏名、性別、住所、生年月日の組合せにより本人確認情報の検索を行い、対象者以外の情報の入手を防止する。</p>	<p>・健康管理システムは住基情報と連携し、実施医療機関から提出された接種票または予診票をデータ化した情報をシステムへ取込む際に、それに含まれる宛名番号、氏名、生年月日等と住基情報とのマッチングを行い、対象者のみをシステムへ取込む。</p> <p>・届け出や申請の窓口において、申請・届出内容や本人確認書類(身分証明書等)の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。</p> <p>・他市町村等から情報を入手する際は、対象者以外の情報を入手しないよう、事務マニュアル等を整備し、処理を統一化する。</p> <p>・マニュアルやWEB上で、対象者の要件を明示、周知し、対象者以外の情報の入手を防止する。</p>	事前	重要な変更(システム刷新・標準化に伴う特定個人情報ファイル記録項目の変更)
令和8年5月31日	III リスク対策(プロセス) 2. 特定個人情報の入手 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<p>① 対象者が多数表示される一覧系の画面および帳票には個人番号は表示しない仕組みとし、不用意な閲覧が行われないようにする。</p> <p>② システムのアクセス制限により操作対象者及び権限を制限し、不必要な情報へのアクセス制限により不正なアクセスを防止する。</p> <p>③ 住民基本台帳システムより情報を入手する場合は、情報資産利用申請により利用する情報資産の内容、目的、用途等について、情報資産所管課の承認を得る必要がある。また、情報システム課に報告することになっており、必要な情報以外の情報の入手はできない。</p> <p>④ 他市町村等から情報を入手する際は、必要以外の情報を入手しないよう、事務マニュアル等を整備し、処理を統一化する。</p> <p>⑤ 住民基本台帳ネットワークシステムの利用は、福岡市の住民基本台帳登録外の者に係る本人確認情報を入手する目的に限定している。</p>	<p>・必要のない書類が提出された場合は返却する。</p> <p>・対象者が多数表示される一覧画面および帳票には個人番号は表示しない仕組みとし、不用意な閲覧が行われないようにする。</p> <p>・システムのアクセス制限により操作対象者及び権限を制限し、不必要な情報へのアクセス制限により不正なアクセスを防止する。</p> <p>・庁内連携により情報を入手する場合は、情報資産利用申請により利用する情報資産の内容、目的、用途等について、情報資産所管課の承認を得ており、必要な情報以外の情報の入手はできない。</p> <p>・他市町村等から情報を入手する際は、必要以外の情報を入手しないよう、事務マニュアル等を整備し、処理を統一化する。</p> <p>・住民記録システムの利用は、福岡市の住民基本台帳登録外の者に係る本人確認情報を入手する目的に限定している。</p>	事後	より詳細な記載方法の見直しであり、重要な変更には当たらない。
令和8年5月31日	III リスク対策(プロセス) 2. 特定個人情報の入手 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク その他の措置の内容	(※新規追加)	<p>・届け出や申請の窓口において、担当者が適切な記載の案内をしている。</p>	事後	記載方法の見直しであり、重要な変更には当たらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年5月31日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 2.特定個人情報の入手 リスク2:不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	①書面にて本人あるいは代理人による届出のみを受領することとし、受領の際は必ず本人あるいは代理人の本人確認及び委任状の確認を徹底する。 ②住民基本台帳システムより情報を入力する場合は、情報資産利用申請により利用する情報資産の内容、目的、用途等について、情報資産所管課の承認を得る必要がある。また、情報システム課に報告することになっている。 ③システムのアクセス制限により操作対象者及び権限を制限し、不必要な情報へのアクセスを制限により不正なアクセスを防止する。 ④住民基本台帳ネットワークシステムより入手する場合は、入手元である地方公共団体情報システム機構が使用目的を認識できるために、検索を行う際に、本人確認情報の提供に係る根拠(住民基本台帳法第30条の10第1項及び同法第30条の12第1項)に対応した「事務区分」を指定している。	・書面にて本人あるいは代理人による届出のみを受領することとし、受領の際は必ず本人あるいは代理人の本人確認及び委任状の確認を徹底する。 ・システムのアクセス制限により操作対象者及び権限を制限し、不必要な情報へのアクセス制限により不正なアクセスを防止する。 ・庁内連携により情報を入力する場合は、情報資産利用申請により利用する情報資産の内容、目的、用途等について、情報資産所管課の承認を得る必要がある。	事前	重要な変更(システム刷新・標準化に伴うリスクに対する措置内容の変更)
令和8年5月31日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 2.特定個人情報の入手 リスク3:入手した特定個人情報 情報が不正確であるリスク 入手の際の本人確認の措置の内容	①本人及び代理人からの申請において、個人番号カード等本人確認書類による本人確認を行う。 ②住民基本台帳システムからの入手について、母子保健システムは外部接続できない仕組みとなっている。 ③住民基本台帳登録外の者の特定個人情報を入力する際は、住民基本台帳ネットワークシステムを用いて、氏名、性別、住所、生年月日の組合せにより検索を行い、完全一致した場合のみ本人確認情報を取得する。	・本人及び代理人からの申請において、個人番号カード等本人確認書類による本人確認を行う。 ・住民基本台帳システムからの入手について、健康管理システムは直接外部接続できない仕組みとなっている。	事後	記載方法の見直しであり、重要な変更には当たらない。
令和8年5月31日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 2.特定個人情報の入手 リスク3:入手した特定個人情報 情報が不正確であるリスク 個人番号の真正性確認の措置の内容	本人及び代理人からの申請について、個人番号カード等の提示を受け、真正性確認を行う。 また、住民基本台帳ネットワークシステムにより特定個人情報を入手する際、氏名、性別、住所、生年月日の組合せにより本人確認情報の検索を行い、対象者以外の情報の入手を防止する。	・本人及び代理人からの申請について、個人番号カード等の提示を受け、真正性確認を行う。	事後	記載内容についての修正であり、重要な変更には当たらない。
令和8年5月31日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 2.特定個人情報の入手 リスク3:入手した特定個人情報 情報が不正確であるリスク 特定個人情報の正確性確保の措置の内容	①書面で提出された特定個人情報をシステムへ入力(新規入力、削除及び訂正)する際は、整合性確保のため、入力作業員以外の者による二重チェックを実施する。 ②入力、削除及び訂正作業に用いた帳票等は、厳重に保管する。 ③住民基本台帳ネットワークシステムにより入手した特定個人情報を母子保健システムへ入力する際は、整合性確保のために、入力を行った者以外の担当者による二重チェックを実施する。	・書面で提出された特定個人情報をシステムへ入力(新規入力、削除及び訂正)する際は、整合性確保のため、入力作業員以外の者による二重チェックを実施する。 ・入力、削除及び訂正作業に用いた帳票等は、厳重に保管する。	事後	記載内容についての修正であり、重要な変更には当たらない。
令和8年5月31日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 2.特定個人情報の入手 リスク4:入手した特定個人情報 情報が不正確であるリスク リスクに対する措置の内容	①既存の母子保健システムは外部接続できない仕組みである。 ②提出された健康被害給付救済認定申請書については、鍵付きの保管庫へ保管している。 ③住民基本台帳ネットワークシステム端末では、USBメモリの使用及び照会結果確認票の印刷を制限している。また、システムは専用回線を利用して構築されており、ネットワーク上を流れるすべての通信データの暗号化が実施されている。	・健康管理システムはガバメントクラウド上の閉域ネットワーク内に構築されており、外部ネットワークとの直接接続を排除している。 ・特定個人情報を記載した紙媒体は、定められた保管場所へ施錠管理する。	事前	重要な変更(システム刷新・標準化に伴うリスクに対する措置内容の変更)
令和8年5月31日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 2.特定個人情報の入手 リスク3:入手した特定個人情報 情報が不正確であるリスク 個人番号の真正性確認の措置の内容	本人及び代理人からの申請について、個人番号カード等の提示を受け、真正性確認を行う。 また、住民基本台帳ネットワークシステムにより特定個人情報を入手する際、氏名、性別、住所、生年月日の組合せにより本人確認情報の検索を行い、対象者以外の情報の入手を防止する。	・本人及び代理人からの申請について、個人番号カード等の提示を受け、真正性確認を行う。	事後	記載内容についての修正であり、重要な変更には当たらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年5月31日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 3.特定個人情報の使用 リスク2:権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク ユーザー認証の管理 具体的な管理方法	①システムを利用する必要がある職員を特定し、ユーザID・パスワードによる識別及びUSBトークンを利用した、二要素による認証機能を設けている。また、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで不正利用が行えない対策を実施している。 ②認証に使用するパスワードは、定期的に変更する運用を行っている。	・システムを利用する必要がある職員を特定し、ユーザID・パスワードによる識別認証機能を設けている。また、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで不正利用が行えない対策を実施している。 ・認証に使用するパスワードは、定期的に変更する運用を行っている。	事後	適切な記載方法の見直しであり、重要な変更には当たらない。
令和8年5月31日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 3.特定個人情報の使用 リスク2:権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク アクセス権限の発効・失効の管理 具体的な管理方法	①業務に対応したアクセス権限を確認し、業務に必要なアクセス権限のみを申請しなければならないものとしている。 ②権限を有していた職員の異動退職情報を確認し、業務上アクセスが不要となったIDやアクセス権限を変更・削除を行っている。	① 発効の管理 ・アクセス権限が必要となった場合、ユーザID管理者が事務に必要な情報にアクセスできるユーザIDを発効する。 ・ユーザID管理者が各事務に必要なアクセス権限の管理表を作成する。 ・アクセス権限の付与を必要最低限とする。 ② 失効の管理 ・定期的又は異動/退職等のイベントが発生したタイミングで、権限を有していた職員の異動/退職等情報を確認し、当該事由が生じた際には速やかにアクセス権限を更新し、当該ユーザIDを失効させる。	事後	より詳細な記載方法の見直しであり、重要な変更には当たらない。
令和8年5月31日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 3.特定個人情報の使用 リスク3:従業者が事務外で使用するリスク リスクに対する措置の内容	①システムに登録された事務分担任に応じてシステム利用が制限されており、不必要な情報にはアクセスできない措置を講じている。 ②職員に対しては、情報セキュリティ研修を行っている。 ③委託先に対しては、業務外で使用しないことや、違反行為を行うと福岡市個人情報保護条例に規定する罰則が適用される場合があることを契約書等に定めている。	・ユーザーIDごとに登録された事務分担任に応じてシステム利用が制限されており、不必要な情報にはアクセスできない措置を講じている。 ・職員に対しては、情報セキュリティ研修を行っている。 ・委託先に対しては、業務外で使用しないことや、違反行為を行うと福岡市個人情報保護条例に規定する罰則が適用される場合があることを契約書等に定めている。	事後	適切な記載方法の見直しであり、重要な変更には当たらない。
令和8年5月31日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 4.特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	(※新規追加)	・資料やデータの市の承諾なしの持ち出しの禁止 ・委託業務に係る作業従事者名簿の提出	事後	記載内容についての追加であり、重要な変更には当たらない。
令和8年5月31日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 5.特定個人情報の提供・移転 特定個人情報の提供・移転に関するルール ルール内容及びルール遵守の確認方法	特定個人情報の提供については、番号法関係法令で定められた提供先・事項についてのみ行う。 「福岡市個人情報保護事務取扱要綱」や「情報セキュリティ共通実施手順」にて、本市の機関以外に個人情報及び情報資産を提供する場合それぞれで、それらの取扱いにかかる利用・承認、あるいは合意の手続を定めている。 ルールの遵守状況については、定期的な自己点検にて確認することとしている。	特定個人情報の提供・移転については、番号法関係法令で定められた提供先・移転先・事項についてのみ行う。 「福岡市個人情報保護事務取扱要綱」や「情報セキュリティ共通実施手順」にて、本市の他担当部署に個人情報及び情報資産を移転する場合、あるいは、本市の機関以外に個人情報及び情報資産を提供する場合それぞれで、それらの取扱いにかかる利用・承認、あるいは合意の手続を定めている。 ルールの遵守状況については、定期的な自己点検にて確認することとしている。	事後	より詳細な記載方法の見直しであり、重要な変更には当たらない。
令和8年5月31日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 5.特定個人情報の提供・移転 リスク2. 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク リスクに対する措置の内容	「情報セキュリティ共通実施手順」に従い以下のとおり実施している。 福岡県知事へ進達する健康被害救済給付申請書類は、複数人で宛先、内容を十分に確認し提出している。	・本市の機関以外への特定個人情報の提供については、番号法関係法令で定められた提出先に定められた事項についてのみ実施している。 ・特定個人情報の提供・移転については、定例的な処理作業スケジュールで管理している。	事前	重要な変更(システム刷新・標準化に伴うリスクに対する措置の内容の変更)
令和8年5月31日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 5.特定個人情報の提供・移転 リスク3. 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク リスクに対する措置の内容	「情報セキュリティ共通実施手順」に従い以下のとおり実施している。 福岡県知事へ進達する健康被害救済給付申請書類は、複数人で宛先、内容を十分に確認し提出している。	・データ連携については、データ要件・連携要件標準仕様書に基づくサーバ間通信を基本としており、誤った情報や相手への連携は発生しない。	事前	重要な変更(システム刷新・標準化に伴うリスクに対する措置の内容の変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年5月31日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1. 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	<母子保健システムにおける措置> ①母子保健システムは、統合宛名システムを通して情報提供ネットワークと接続しており、情報提供ネットワークとは直接接続しないこととしている。	<健康管理システムにおける措置> ①健康管理システムはガバメントクラウド上の閉域ネットワーク内に構築されており、外部ネットワークとの直接接続を排除している。また、情報提供ネットワークとの接続は統合宛名システムを経由し、当該ネットワークへの直接接続も行わないこととしている。	事前	重要な変更(システム刷新・標準化に伴うリスクに対する措置の内容の変更)
令和8年5月31日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2. 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	<母子保健システムにおける措置> ①母子保健システムは、統合宛名システムを通して情報提供ネットワークと接続しており、情報提供ネットワークとは直接接続しないこととしている。	<健康管理システムにおける措置> ①健康管理システムはガバメントクラウド上の閉域ネットワーク内に構築されており、外部ネットワークとの直接接続を排除している。また、情報提供ネットワークとの接続は統合宛名システムを経由し、当該ネットワークへの直接接続も行わないこととしている。	事前	重要な変更(システム刷新・標準化に伴うリスクに対する措置の内容の変更)
令和8年5月31日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク3. 入手した特定個人情報情報が不正確であるリスク リスクに対する措置の内容	<母子保健システムにおける措置> ①母子保健システムは、統合宛名システムを通して情報提供ネットワークと接続しており、情報提供ネットワークとは直接接続しないこととしている。	<健康管理システムにおける措置> ①健康管理システムはガバメントクラウド上の閉域ネットワーク内に構築されており、外部ネットワークとの直接接続を排除している。また、情報提供ネットワークとの接続は統合宛名システムを経由し、当該ネットワークへの直接接続も行わないこととしている。	事前	重要な変更(システム刷新・標準化に伴うリスクに対する措置の内容の変更)
令和8年5月31日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク4. 入手の際に特定個人情報情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	<母子保健システムにおける措置> ①母子保健システムは、統合宛名システムを通して情報提供ネットワークと接続しており、情報提供ネットワークとは直接接続しないこととしている。	<健康管理システムにおける措置> ①健康管理システムはガバメントクラウド上の閉域ネットワーク内に構築されており、外部ネットワークとの直接接続を排除している。また、情報提供ネットワークとの接続は統合宛名システムを経由し、当該ネットワークへの直接接続も行わないこととしている。	事前	重要な変更(システム刷新・標準化に伴うリスクに対する措置の内容の変更)
令和8年5月31日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク5. 不正な提供が行われるリスク リスクに対する措置の内容	<母子保健システムにおける措置> ①母子保健システムは、統合宛名システムを通して情報提供ネットワークと接続しており、情報提供ネットワークとは直接接続しないこととしている。	<健康管理システムにおける措置> ①健康管理システムはガバメントクラウド上の閉域ネットワーク内に構築されており、外部ネットワークとの直接接続を排除している。また、情報提供ネットワークとの接続は統合宛名システムを経由し、当該ネットワークへの直接接続も行わないこととしている。	事前	重要な変更(システム刷新・標準化に伴うリスクに対する措置の内容の変更)
令和8年5月31日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク6. 不適切な方法で提供されるリスク リスクに対する措置の内容	<母子保健システムにおける措置> ①母子保健システムは、統合宛名システムを通して情報提供ネットワークと接続しており、情報提供ネットワークとは直接接続しないこととしている。	<健康管理システムにおける措置> ①健康管理システムはガバメントクラウド上の閉域ネットワーク内に構築されており、外部ネットワークとの直接接続を排除している。また、情報提供ネットワークとの接続は統合宛名システムを経由し、当該ネットワークへの直接接続も行わないこととしている。	事前	重要な変更(システム刷新・標準化に伴うリスクに対する措置の内容の変更)
令和8年5月31日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク7. 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク リスクに対する措置の内容	<母子保健システムにおける措置> ①母子保健システムは、統合宛名システムを通して情報提供ネットワークと接続しており、情報提供ネットワークとは直接接続しないこととしている。	<健康管理システムにおける措置> ①健康管理システムはガバメントクラウド上の閉域ネットワーク内に構築されており、外部ネットワークとの直接接続を排除している。また、情報提供ネットワークとの接続は統合宛名システムを経由し、当該ネットワークへの直接接続も行わないこととしている。	事前	重要な変更(システム刷新・標準化に伴うリスクに対する措置の内容の変更)
令和8年5月31日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 7.特定個人情報の保管・消去 リスク1 ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	<本市における措置> ①サーバー等は、データセンターに設置しており、設置場所への入室はセキュリティゲートや生体認証装置、監視カメラなどによる厳重なセキュリティ管理を行っている。	<本市における措置> ①サーバー等は、ガバメントクラウドのクラウド事業者が保管・管理する環境に設置している。またリモート接続が可能な委託先事業者のセキュリティルームは外部開口部を有しない構造となっており、入室に際しては、生体二段階認証(静脈認証・カード認証)、監視カメラによる常時記録、電子機器の持ち込み禁止等の措置を講じ、入室管理および室内管理を含む物理的セキュリティについて、厳重な管理を行っている。	事前	重要な変更(システム刷新・標準化に伴うリスクに対する措置の内容の変更)
令和8年5月31日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 7.特定個人情報の保管・消去 リスク1 ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	(※新規追加)	<ガバメントクラウドにおける措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるように適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。	事前	重要な変更(システム刷新・標準化に伴う特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策の変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年5月31日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 7.特定個人情報の保管・消去 リスク1 ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	<母子保健システムにおける措置> ①サーバのネットワークは市の外部とは接続しておらず、隔離された環境である。サーバへのアクセスは限定された者のみ可能であり、アクセスログを保存している。	<健康管理システムにおける措置> ①サーバのネットワークは市の外部とは接続しておらず、隔離された環境である。 ②サーバへのアクセスは限定された者のみ可能であり、アクセスログを保存している。	事前	重要な変更(システム刷新・標準化に伴うリスクに対する措置の内容の変更)
令和8年5月31日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 7.特定個人情報の保管・消去 リスク1 ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	(※新規追加)	<ガバメントクラウドにおける措置> ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	事前	重要な変更(システム刷新・標準化に伴う特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策の変更)
令和8年5月31日					
令和8年5月31日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 7.特定個人情報の保管・消去 リスク2 消去手順 手順の内容	①住民登録内の者については住民基本台帳への記載、変更時にシステム間で自動的に連携する。 ②住民登録外の者については、随時本人確認を行い変更があればその都度データを更新する。	・住民基本台帳に記録されている者については住民基本台帳への記載、変更時にシステム間で自動的に連携する。 ・住民基本台帳に登録されていない者については、随時本人確認を行い変更があればその都度データを更新する。	事後	より詳細な記載方法の見直しであり、重要な変更には当たらない。
令和8年5月31日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 7.特定個人情報の保管・消去 リスク3 消去手順 手順の内容	(※新規追加)	<ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	事前	重要な変更(システム刷新・標準化に伴う特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策の変更)
令和8年5月31日	Ⅳ リスク対策(その他) 1.監査 ②監査 具体的な内容	(※新規追加)	<ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	事前	重要な変更(システム刷新・標準化に伴うその他のリスク対策の変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年5月31日	IV リスク対策(その他) 3.その他のリスク対策	(※新規追加)	<p><ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。</p>	事前	重要な変更(システム刷新・標準化に伴うその他のリスク対策の変更)